

第 6065 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 10月 22日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.souzokuzouyo.com
-----	---

⇩ 相続した非上場株式を譲渡する場合

Q : 父が亡くなり、父が経営していた会社(非上場会社)の株式を相続しました。相続税の納税資金が足りないのです、この株式を会社に買い取ってもらおうかと思っています。この場合、課税関係はどうなりますか？

A : 株式の譲渡による譲渡所得の金額に対し、20.315%の税率で課税されます。なお、相続開始後3年10ヶ月以内の譲渡であれば一定の相続税額を取得費に加算することができます。

【解説】

相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡する場合は、次の算式で求めた譲渡所得金額に対して20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税金がかかります。

総収入金額(譲渡価額)-必要経費(取得費+委託手数料等)=一般株式等に係る譲渡所得等の金額

申告分離課税になりますので、他の所得と損益通算することができません。また、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算もすることができません。

なお、相続開始後3年10ヶ月以内の譲渡の場合は、相続で納付した相続税額の一部を取得費に加算することができる特例(取得費加算の特例)の適用を受けることができます。

取得費加算額=その者の納付すべき相続税額×その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたその譲渡した財産の価額÷その者の相続税の課税価格(債務控除前)

